

尾張旭市監査公表第18号

令和6年3月28日付け尾張旭市監査公表第9号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年3月29日付け5環事第152号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年4月26日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 若杉 たかし

市民生活部環境事業センター

監査の指摘事項	措置状況
尾張旭市可燃ごみ収集及び運搬等業務委託に係る事務において、随意契約公表の事務手続のうち随意契約確認表の作成がされていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成することとしている。	指摘事項に関しまして、随意契約確認表の作成ができておりませんでした。今後、随意契約ガイドラインに基づき適切な事務をおこなっていきます。